

# 私たちは 結婚新生活を応援します

先着  
60件  
程度

※予算がなくなり次第終了します。

●申請期間 令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金)

●補助金額 住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額。

ただし、世帯あたり上限

29歳以下 ▶ 60万円

39歳以下 ▶ 30万円

※千円未満の端数があるときは、切り捨て ※年齢区分は、婚姻日時点の年齢で夫婦のいずれかの高い方による

## ●対象となる経費

婚姻を機に要した費用で、**令和7年4月1日から令和8年2月27日まで**に支払いが完了しているもののうち、以下に該当するもの

### 【住居費】

草津市内で居住する新居の購入または賃借に要した費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象。

※賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合等は、住宅手当分に相当する費用を除く。

※婚姻日より前に物件を購入または賃借した場合は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に取得または賃借したものに限り。

### 【リフォーム費用】

草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。

※婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に実施したリフォームに限る。

### 【引越し費用】

草津市内への引越しに要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用。

## ●対象となる新婚世帯

次の①～③全てに該当する世帯

① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている  
ただし、市区町村への婚姻の届出に限る（婚姻届の提出、戸籍への記載）

② 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ申請する住宅の住所と一致している

③ 婚姻日時点で、夫婦ともに39歳以下

④ 所得証明書をもとに、令和6年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満

⑤ この補助金の交付を受けたことがない

⑥ 夫婦いずれの者も、草津市税および国民健康保険税の滞納がない

⑦ 夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県において同様の給付を受けていない

⑧ 3年以上継続して草津市に居住する意思がある

※令和8年2月28日から3月31日の間に婚姻届を提出される方は、別途お問い合わせ下さい。

申請の流れ

【申請者】  
申請書類の提出  
交付請求書の提出

【草津市】  
申請書類の審査・交付決定  
申請者名義の口座へ振込

※申請書類の提出はさわやか保健センター2階こども若者政策課へ直接持参（郵送申請、窓口時間外の受付はできません。）

※申請に必要な書類は、窓口で配布するほか、草津市のホームページからもダウンロードできます。

※令和6年度に同補助金の交付を受けた世帯であって、限度額に達していない方は、申請前に別途お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

草津市役所 こども若者部 こども若者政策課（さわやか保健センター2階）

TEL:077-562-7882 FAX:077-561-6780 E-mail:kowaka@city.kusatsu.lg.jp